

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人共栄学園
② 設置大学名称	共栄大学
③ 担当部署	総務部
④ 問合せ先	soumu@kyoei.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2025 年 9 月 25 日
⑤ 点検結果の公表日	2025 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kyoei.ac.jp/guidance/open/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育理念、教育目標について、大学ホームページ等を通じ、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示しています。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各学部において、3つのポリシーを定めて明確に示しています。また、自己点検・評価に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の質の向上、学修環境・内容等の更なる整備・充実に取り組んでいます。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学則や、教授会規則等の諸規程において、学長、副学長、学部長、全学運営協議会、教授会等の権限・役割を定めて明確に示しています。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	教務部長以上の教員、課長以上の職員を構成員とした全学運営協議会の設置を学則・規程に定めており、毎月運営し重要事項を横断的に審議することで教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めています。また、学内のすべての委員会には教員の他、事務職員が委員として加わり、日常的な教職協働体制がとられています。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD委員会・SD委員会を設置しており、両委員会で連携し、教職員の人材育成の目標・方針に基づき、教職員の資質向上に向けた研修を実施しています。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 １－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学長および学長室を中心として、中期事業計画（2025年～2027年）を策定しています。データをもとに基本方針・重点施策・業績評価指標（KPI）を具体的に盛り込んでいます。
実施項目 １－２②	説明
計画実現のための進捗管理	年度末に進捗状況や結果を確認し、その年度毎に事業報告書を大学ホームページに公表しています。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づいて定めた3つのポリシーのもと、人材育成に努めています。また、公開講座の開催や、国際経営学部では社会人入試を設ける等、社会の要請に応じて学びの機会を広げています。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学における研究活動を基礎として、広く地域との連携・協力関係を構築し、地域社会の発展に貢献することを目的とする地域協力センターを設置しており、「知の拠点」としての大学の役割を果たすべく取り組んでいます。また、官学連携の授業科目を開講し、自治体職員の協力のもと、地域課題解決に向けた実践的な教育活動を行っています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	ハラスメント防止委員会の設置や、バリアフリーサポートルーム、学生サポートルームの開設等、ダイバーシティ・インクルージョンの理念を踏まえ、多様な学生や教職員を受け入れる環境・体制の整備・充実に努めています。
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	現在、役員・評議員各8名中、女性は役員1名・評議員4名であり、役員においては更なる女性登用を検討しています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格、構成及び理事長、理事又は常務理事（業務執行理事）の職務は寄附行為及び同施行細則に規定されています。理事選任に当たっては、理事会が理事選任機関として評議員会の意見を十分に参酌する旨、寄附行為に定められています。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会及び評議員会の役割、権限又は運営等に関する事項は、寄附行為、理事会規程及び評議員会規程に規定し、適切に理事会、評議員会を運営しています。また、理事会で決した事業計画等に基づく法人の日常業務は、寄附行為及び同施行細則に則り、理事長、常務理事、各設置校の長等で構成された常勤理事会で審議、決定しています。理事会と評議員会の決議が異な

	る場合は、理事会規程に則り、再度招集した評議員会に全ての理事が出席して必要な説明を行い、評議員会は、その説明を十分に尊重して再度決議を行うこととなっています。理事会、評議員会及び常勤理事会等の重要会議の議事録は、寄附行為、理事会規程及び評議員会規程等に則り、適切に作成、保存及び管理しています。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	法人の日常業務を審議、決定する常勤理事会の議案及び審議結果は非常勤の理事にも都度報告されています。また、理事会で決定した事項は必要に応じ、次回以降の理事会で経過等が報告される等、理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等は寄附行為に定められており、監事の過半数の同意を経て、評議員会の議決により選任しています。会計監査人は、法令及び寄附行為に従い、監事の過半数で決した議案を評議員会に上程し、その議決により選任しています。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事とその職務を執行するための必要事項を定める監事監査規程及び内部監査規程において、監事は会計監査人又は内部監査担当者と綿密な情報共有・意見交換を行い、必要に応じて協力して調査する等の連携について規定されており、適切な監事監査が実施されています。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	法人の日常業務を審議、決定する常勤理事会の議案及び審議結果は監事にも都度報告され、監事は随時意見陳述等を行うことができます。また、監事は毎年学外の研修に参加する等、監事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任方法や属性・構成割合、資格については寄附行為に定め、明確にしています。評議員は、寄附行為に定めた選任区分等に則り、理事会と評議員会において適切に選任されています。

実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	理事会及び評議員会の役割、権限又は運営等に関する事項は、寄附行為、理事会規程及び評議員会規程に規定し、適切に理事会、評議員会を運営しています。理事会と評議員会の決議が異なる場合は、理事会規程に則り、再度招集した評議員会に全ての理事が出席して必要な説明を行い、評議員会は、その説明を十分に尊重して再度決議を行うこととなっています。理事会、評議員会及び常勤理事会等の重要会議の議事録は、寄附行為、理事会規程及び評議員会規程等に則り、適切に作成、保存及び管理しています。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において理事会の議案及び審議結果について報告を行い、評議員が法令に則って理事会の議事録等を閲覧できる体制を整備する等、評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	リスク管理基本規程を定め、理事長を法人のリスク管理最高責任者、学長を大学のリスク管理総括責任者とするリスク管理委員会を設置し、危機事象の発生の予防及び被害軽減に努める等、リスク管理体制を整備しています。大学においては、危機管理規則を定め、リスクマネジメント基本マニュアルを作成しており、今後も、継続的な見直し及び教職員への周知に努め、学内に広く浸透させていきます。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	役員及び職員の業務遂行における法令、寄附行為及び学内諸規程の遵守を徹底するため、コンプライアンス推進規程を定め、理事長を最高責任者とするリスク管理委員会において全学的な基本方針や研修・啓発計画を策定する等、コンプライアンスを推進するための体制を整備しています。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	大学ホームページの情報公開ページに情報公開方針を明示しており、それに基づき大学の現況や教育研究活動、財務等に関する情報について公開しています。
実施項目 4－1②	説明

ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学ホームページは受験生、卒業生、保護者、地域・企業・一般、在学生の各ステークホルダー向けのページを作成し目的に応じた情報公開となるよう工夫しています。財務情報については、学校法人会計の特徴を示す等、理解促進に努めています。
-------------------------	--

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明